

広島県告示第千百五十七号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和五年九月十四日から令和六年二月二十九日まで

三 作業地域

広島市南区宇品東二丁目、宇品東三丁目及び翠四丁目の全部並びに翠三丁目の一部